企 画 調 整

山形市発展計画2025 連携中枢都市圏の推進 山形市地域公共交通計画 コミュニティバス・ 地域交流バス 自主運行交通支援事業 行 政 評 価 結婚新生活支援事業 移住定着の促進・ 関係人口の拡大 市 民 活 動 支 援 文 化 振 興 化 文 財 男 女 共 同 画 報 化 ス ポーツ振 興 企調画整

山形市発展計画2025 (企画調整課)

1 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間(令和2年3月策定、令和3年2月変更)

2 人口目標

平成28年2月策定の前計画「山形市発展計画」で掲げていた人口30万人を引き続き目標として定める。高い目標を掲げ、全ての分野において前向きな政策を前進させていく。

3 基本方針

- ○健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ○持続的発展が可能な希望あるまちづくり
- ○発展計画を推進するための共通基盤づくり

4 重点政策 計画期間 (5年間) で重点的に取り組む政策と施策

※重点政策の8つの柱と5つの共通基盤の全てを「第2期山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

	重点政策・共通基盤	- 「第2期山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付け。
		(1) SUKSK (スクスク) 生活の推進
		(2) 感染症に強いまちづくり
1. 仮	健康の保持・増進	(3) 身近でスポーツに親しむことができる環境の整備
		(4)疾病予防の充実・生活衛生の確保
		(5) 安心して暮らせる医療体制の充実
		(1) 教育環境の整備・次代を担う人材の育成
2. 仮	建やかな子どもの育成	(2) 安心して子育てできる環境づくり
		(3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
		(1) 地域福祉の充実
3. 址	地域共生社会の実現	(2) 高齢福祉の充実
		(3) 障がい福祉の充実
4. 倉	造都市の推進	(1) 創造都市の推進
		(1) 中心市街地の賑わい向上
- 1		(2)企業誘致・創業支援を通じた魅力的な雇用の創出
り. 耳	地域経済の活性化	(3) 地元企業の経営支援
		(4)マーケットに対応した戦略的な農林業の振興
		(1) 山形ブランドの浸透と発信
		(2) ニーズに対応した観光振興
6. Д	J形ブランドの浸透と交流の拡大	(3) 移住定着・関係人口拡大
		(4) 国際化への対応
		(5) スポーツツーリズムの推進
		(1) 都市の活力向上を図るまちづくり
		(2) 誰もが快適に利用できる公共交通網の構築
7 #	 	(3) 利便性を高める道路網の整備
/ · H	100万到で文人の空血正開	(4)魅力ある公園の整備
		(5) 健康で快適な住環境の整備
		(6) 災害に強いまちづくり
8. 琐	環境保全	(1) 脱炭素・循環型社会の推進
	_	(1) 若者のチャレンジ支援
	A. チャレンジできる環境の創出	(2) 市民や事業者のチャレンジ支援
		(3) 市職員の意識改革
	│ │ B.広域連携の推進	(1)連携中枢都市圏の推進
		(2) 仙山連携の推進
共		(1)地域自治の推進
通	C. 協働の推進	(2)市民活動の推進
基		(3) 男女共同参画の推進
盤	D. 行財政改革の推進	(1) 行財政改革の推進
		(1) スマートシティの推進
		(2) 行政のデジタル化 (2) 教化・完美の促進
	E. アフターコロナにおける	(3)移住・定着の促進
	地方創生の推進	(4)企業誘致
		(5) 起業・創業支援
		(6) 大学等との連携による若者の地元定着

連携中枢都市圏の推進(企画調整課)

山形市と近隣の上山市、天童市、山辺町及び中山町は、平成23年に定住自立圏を形成し、地域医療や福祉、地域公共交通などで連携した取組を行い、圏域における生活関連機能サービスの向上に努めてきた。

山形市は、平成31年4月からの中核市移行により、連携中枢都市圏の連携中枢都市としての要件を満たすこととなったことから、圏域の中心都市として近隣自治体と連携し、住民が将来にわたり安心して快適に暮らせる圏域づくりに積極的に取り組んでいる。

1 山形連携中枢都市圏推進会議

連携中枢都市圏構想は、中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しながら、活力ある社会経済を維持しようとするもの。中心都市と近隣市町村が1対1の連携協約を締結する結果として、連携中枢都市圏域が形成される。

山形市と経済的結びつきが強い通勤・通学割合が0.1以上の近隣5市6町は、山形市を中心都市とする連携中枢都市圏の形成に向け、平成30年12月に「山形連携中枢都市圏推進会議」を設立し、下部組織として、検討委員会及び幹事会を設置した。令和2年4月には、経済・社会・文化等で密接な関係を有する市町として1市1町が加わり、現在は7市7町にて連携中枢都市圏で取り組む連携事業等についての検討・協議を行っている。

2 連携中枢都市宣言

連携中枢都市宣言は、中心都市が、近隣市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を表明するもの。

山形市は、令和元年6月27日に連携中枢都市宣言を行った。

3 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

連携協約は、連携中枢都市宣言を行った中心都市と近隣市町村が、連携の目的や基本方針、連携する取組等について規定し、締結するもの。

山形市は、令和2年1月9日には近隣5市6町と、令和3年1月12日には村山地域の1市1町と山形連携中枢都市圏連携協約締結式を開催し、協約の締結を行った。

【令和2年1月に連携協約を締結した5市6町】

寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町

【令和3年1月に連携協約を締結した1市1町】

尾花沢市、大石田町

4 連携中枢都市圏ビジョン

連携中枢都市圏ビジョンは、連携中枢都市宣言を行った中心都市が、圏域の中長期的な将来像や、連携協約に基づき推進する具体的な取組、成果指標等について規定し、策定するもの。

山形市は、民間や地域の関係者等で構成する「山形連携中枢都市圏ビジョン懇談会」における検討を経て、令和2年2月に「山形連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、令和3年2月には新たな連携市町及び新規連携事業を追加する変更を行った。 その後も連携事業の追加に応じ、新規連携事業の追加等の変更を行っている。

5 連携する取り組み

		連携協約記載項	В	
		上 连拐励剂汇取项		
	協定項目	海棒长笠	連携項目 取組内容	油松市 类
	岐全体の 等成長の ⊍引		収配り存 産学金官民一体となった圏域の経済成長 等を図るため、ビジョン懇談会を開催 し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進 捗管理等に取り組む。	
		ベーション実現、新規創業促		
		地域資源を活用した地域経済 の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 を図るため、販路拡大の推進等、各種連 携事業に取り組む。	【5】展示会への共同出展によるものづくり企業の身路拡大支援
		戦略的な観光施策	戦略的な観光施策の展開を図るため、広 域観光の促進等、各種連携事業に取り組 む。	
		その他、圏域全体の経済成長 のけん引に係る施策	-	【8】圏域全体の経済成長のけん引に係る新たな施りの検討・推進
	大の 5機能の 責・強化	高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供を図るため、 医療体制の充実等、各種連携事業に取り 組む。	【10】24時間健康・医療相談サービス業務
		高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点を整備するとともに、広域的公共交通網の構築を図るため、広域 交通ネットワークの検討等、各種連携事業に関います。	の設置・運営及び事業の実施
		高等教育・研究開発の環境整備	業に取り組む。 高等教育機関等と連携した地域の人材育成を図るため、大学等との共同研究等、 各種連携事業に取り組む。	【13】保健所・大学を活用した健康等に関する共 研究と利活用
		その他、高次の都市機能の集 積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に 係る施策の促進を図るため、新たな施策 の検討に取り組む。	【14】高次の都市機能の集積・強化に係る新たな 策の検討・推進
	A 生活機能の 強化に係る	医療体制の充実	医療体制の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。	【15】休日及び夜間における診療体制の充実 【16】健康ポイント事業
	政策分野	福祉の充実	福祉の充実を図るため、各種連携事業に 取り組む。	【17】子育で支援センターの相互利用 【18】子ども安全情報配信事業の拡大 【19】病児・病後児保育施設の広域利用
		地域振興の充実	地域振興の充実を図るため、各種連携事 業に取り組む。	
圏域全体の生活			その他、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る連携の促進を図るため、 各種連携事業に取り組む。	
活関連機能サ	B 結びつきや ネット ワークに係る 政策分野	地域内外の住民との交流・移 住促進	地域内外の住民との交流・移住促進を図るため、移住・定住促進に向けた P R 等、各種連携事業に取り組む。	
ービスの				【31】空き家活用情報の共同発信 【32】圏域内のお試し住宅の情報発信 【33】若者定着奨学金返還支援事業 【34】婚活推進事業
上			その他、結びつきやネットワークの強化 に係る連携の促進を図るため、各種連携 事業に取り組む。	
	C 圏域 マネジ メント	圏域内市町の職員等の交流	圏域内市町の職員等の交流を図るため、 各種連携事業に取り組む。	【38】職員研修の拡充
1 1	メント 能力の		その他、圏域マネジメント能力の強化に 係る連携を促進するため、圏域マネジメ	

山形市地域公共交通計画 (企画調整課)

地域公共交通の活性化については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成26年5月公布・11月施行)に基づき、平成28年3月に「山形市地域公共交通網形成計画」を策定し、各種施策を推進してきた。

この計画の計画期間が令和2年度までであること、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和2年6月に改正され、地域の輸送資源を総動員して持続可能な運送サービスの提供について、交通事業者等の関係者が協議しながら公共交通改善・移動手段の確保に取り組める仕組みが拡充されたことなどから、これまでの「山形市地域公共交通網形成計画」を活かしつつ、山形市都市計画マスタープランや山形市立地適正化計画との整合性を確保しながら、自動車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築するため、新たな「山形市地域公共交通計画(令和3年3月)」を策定した。

- 1 計画期間 令和3年度~令和7年度
- 2 基本方針 「まちづくりの将来像を見据え様々な移動ニーズに対応しながら機能的・効果的で、わかりやすく 使いやすい公共交通を順次整備します」

~機能的で効率的な公共交通の実現に向けて~

公共交通を確保・維持し、利便性の向上を図るにあたり、最適な費用対効果について、市民をはじめ、事業者、行政が 共通認識するとともに、適切な役割分担を行い、市全体として最適化を図ることにより、将来にわたり持続的発展が可能 な公共交通の構築を目指す。

【事業者の役割】

事業者は、マーケティング強化などの経営努力を行いながら公共交通事業を行う。

【行政の役割】

山形市は、事業者を支援するとともに、事業者において対応できない部分について地域住民と協働して公共交通事業を行う。また、地域住民が主体となって公共交通事業を行う場合はそれを支援する。

【市民の役割】

市民は、受益者としてだけでなく当事者としての意識を持ちながら公共交通について考え、日常生活における移動目的や場所に応じて積極的に公共交通を利用するとともに、受益に応じた負担をすることで公共交通を守り育てる。

【全体の最適化】

山形市は公共交通の整備・充実にあたり、ニーズに的確に対応したサービスを民間活力の活用により提供する。提供にあたっては、最小の経費で最大の効果を得られるよう、PDCAサイクルによる見直しを不断に行う。

3 計画の目標と目標を達成するための施策

目標	目標を達成するための施策
1.	施策1-1 交通軸の構築
まちづくりと連動した公	
共交通ネットワークの整 備	施策1-2 交通結節点の整備
νπ	(1) 交通結節点の整備【新規】
	(2) 新駅の検討【新規】
	(3) 鉄道駅をはじめとした結節のバリアフリー化
	施策1-3 鉄道、バスの利便性向上
	(1) バス幹線路線の設定【新規】
	(2) バス路線の経路・ダイヤ等の見直し【新規】
	(3) バスの定時性・安全性を確保するためのバスレーンの導入検討
	(4) バス乗降による交通流への影響緩和のためのバスベイ設置
	(5) バス停のバス待ち環境の改善
	(6) 鉄道の南北縦貫運行に向けた検討【新規】

	施策1-4 市街地の回遊を支えるバスの運行
	(1) 南部循環バス ((仮称) 南くるりん) の導入【新規】
	(2) 北部循環バス ((仮称) 北くるりん) の導入【新規】
	(3) ベニちゃんバス東くるりん・西くるりんの運行
	施策1-5 広域的な移動や観光移動を支える公共交通等の推進
	(1) 観光客向け周遊環境の向上【新規】
	(2) 蔵王と山寺を結ぶ観光路線の検討【新規】
	(3) 山形〜仙台間の公共交通の利用拡大
	(4) 連携中枢都市圏における広域的な公共交通ネットワークの構築
2.	施策2-1 中心市街地の暮らしやすさやにぎわいに資する移動環境の形成
徒歩や公共交通などで楽	(1) 中心市街地におけるカーシェアの導入促進及びシェアサイクルの導入【新規】
しめる中心市街地の移動	(2) 歩行者空間整備と連動した、バス待ち環境や案内表示の改善
環境づくり	(3) 歩行者空間整備と連動した、バス利用環境の構築【新規】
	(4) ベニちゃんバス東くるりん・西くるりんの運行 (再掲)
	施策2-2 公共交通を利用した中心市街地へのお出かけの促進
	(1) 商店街等と連携した割引やポイントサービスの導入検討【新規】
	(2) 観光客向け周遊環境の向上(再掲)【新規】
3.	施策3-1 郊外地域における新たな公共交通の導入等による生活交通の確保
公共交通による生活実態	(1) タクシー等を活用した新たな公共交通の導入 (モデル事業の実施)【新規】
に即した身近な移動の支	(2) 郊外と中心部を結ぶコミュニティバス等の運行
援	(3) 福祉輸送やその他輸送手段との連携【新規】
	施策3-2 持続可能な公共交通事業の経営
	(1) 路線バス赤字路線への運行補助
	(2) タクシー等を活用した新たな公共交通の導入(モデル事業の実施)(再掲)【新規】
	施策3-3 高齢者への支援や学生の足の確保
	(1) 高齢者や免許返納者等の移動に困っている方への支援の見直し【新規】
	(2) 学生の足の確保【新規】
4.	<u>施策4-1 MaaSの導入</u>
公共交通のわかりやす	(1) MaaSの導入【新規】
く・使いやすい利用環境の	(2) 山形県地域公共交通プラットフォームとの連携【新規】
形成	(3) 交通系ICカード導入による利便性向上【新規】
	施策4-2 便利で楽しい公共交通のPR、公共交通利用に向けた意識醸成
	(1) わかりやすいバス案内
	(2) スマートフォンアプリ等による利用案内、SNSによる情報発信【新規】
	(3) 若者向けPRの推進【新規】
	(4) 観光地と協働した公共交通利用キャンペーン等PRイベントの実施
	(5) 公共交通利用のきっかけづくり、啓発活動
	施策4-3 誰もが安心して使える利用環境づくり
	(1) バリアフリー車両、環境にやさしい車両、ユニバーサルデザインタクシー等の
	導入促進
	(2) 感染症に強い公共交通利用環境の整備【新規】
計画の推進にあたって	外部評価を得ながら、全体最適化の視点から不断にPDCAサイクルによる見直し

4 具体的な施策

①北山形駅バリアフリー化整備補助事業

バリアフリー法基本方針に基づき、1日あたりの乗降者数3,000人以上の北山形駅(R1乗降者数3,076人/日)について、 JR東日本が主体となりバリアフリー化整備事業を実施し、令和4年度末の完成を目指している。

なお、バリアフリー化整備に係る事業のうち、実施設計及び工事に要する費用については、国、地方公共団体、鉄道事業者がそれぞれ3分の1の額を負担することとしている。

【バリアフリー化整備事業の概要】

- ・エレベーター設置 4基
- ・多機能トイレ設置 1箇所
- 連絡通路等新設 1 箇所
- ・視覚障がい者誘導用ブロック敷設、案内表示及びピクトグラム設置等 1式

【整備スケジュール】

令和元年度 北山形地区バリアフリー基本構想策定

 令和2年度
 実施設計

 令和3~4年度
 工事

②モデル地区への新たな公共交通導入検討事業

市内30地区の中から特に公共交通の必要性や緊急性が高い地区(金井地区、村木沢地区、滝山地区、楯山地区の4地区)を選定、地域の状況と地域住民のニーズに対応可能な移動手段を検討し、モデル事業として実証実験を開始するもの。

令和3年度から4地区を対象とした勉強会や意見交換の開催、事業の実施に向けた具体的な検討、関係機関との協議・調整等を行っており、先行する金井地区及び村木沢地区については、今年度に実証実験及び効果・検証を行う予定。

企調

コミュニティバス・地域交流バス(企画調整課)

路線の廃止などで、路線バスが運行されていないバス空白地域や路線バスの利便性が低いバス不便地域の公共交通手段を確保するため、市が一般乗合旅客自動車運送事業者と協定締結又は委託契約を行うとともに、市が購入した車両や事業者の車両を使いコミュニティバス等を運行している。なお、運行に係る費用については、運行に要する経費から運賃収入を差し引いた額を市が支出している。

1 山形市コミュニティバス(高瀬線)運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、高瀬線の利用状況が比較的好調であることや高瀬小学校合の原分校の廃校に伴う児童の通学手段を確保する必要が生じたことなどから、年齢制限をなくして、平成15年度から平日毎日運行している。また、令和元年10月から車両を小型バスからジャンボタクシーに変更するとともに、運行経路を循環型とした。

運行内容

運行方法 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託による運行(道路運送法第4条)

運行区間 高沢~山形駅前

運 行 日 平日運行(土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は運休)

運行本数 1日5便(上り2便、循環型3便) 始発の上りは高楯中学校まで

運 賃 1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料

一定区間だけの乗降の場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料

障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額 小学生及び中学生には、学期ごとの定期券発行

2 山形市地域交流バス(南部線)運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、平成15年度から地域交流バスとして年齢制限をなくして運行している。また、平成22年9月から車両を小型バスからジャンボタクシーに変更している。

運行内容

運行方法 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託による運行(道路運送法第4条)

運行区間 農業試験場前~山形市役所前

運 行 日 火曜日 (祝日及び年末年始 (12/29~1/3) は運休)

運行本数 上り2本、下り2本

運 賃 1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料

一定区間内の乗降の場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料

障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額

3 コミュニティバス東部及び西部循環線運行事業

人口密度の高さに対して、バスのサービス水準が低い市街地の東部及び西部地域の生活交通の確保と公共交通の利用促進を図るため、市が購入した小型ノンステップバス4台でコミュニティバスを運行している。西部循環線は平成23年10月より運行を開始し、その後、平成29年7月からは新たに東部循環線の運行を開始した。また東部循環線の運行に合わせて、西部循環線の運行内容を見直し、廃止となった中心街100円循環バスの役割を東部及び西部循環線が引き継いでいる。

運行内容

運行方法 一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び運行(道路運送法第4条)

運行区間 山形駅前(山形駅東口)~(市街地東部・西部エリア)~山形駅前~(中心市街地エリア)~山形駅前

経路は、東部循環線が「東原町先回りコース」と「小荷駄町先回りコース」の2つ

西部循環線が「城西町先回りコース」と「上町先回りコース」の2つ

運 行 日 毎日運行 (元日のみ運休)

運行本数 1日48本 東部循環線24本、西部循環線24本

運 賃 1回乗車ごと

東部・西部エリアまたは中心市街地エリア内での乗降 中学生以上100円、小学生50円、未就学児無料 エリアをまたいだ乗降 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料

障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額

自主運行交通支援事業 (企画調整課)

路線の廃止などで、路線バスが運行されていない地域の公共交通手段を確保するために、地域住民が組織する団体が主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして公共交通の運行を行う事業に支援を行っている。

明治・大郷自主運行交通支援事業

平成15年度から20年度まで週1日・2往復運行していた地域交流バス(明治線)の代替交通として、沿線の町内会等が主体となり、運行日や停留所を増加させ利用者の利便性を高める目的で、平成21年度から自主運行方式の予約制乗合タクシー「スマイルグリーン号」の運行を行い、その事業に対して支援を行っている。平成28年度10月からは運行区域を中山町にも拡大し、広域交通ネットワークとしての役割も担っている。

支援方法

協議会に、運行経費から運賃収入を差し引いた額を補助する。(利用可能距離に応じて中山町と按分)

運行内容

運行主体 大郷明治交通サービス運営協議会

運行区間 中山町~明治・大郷地区~山形駅前

運 行 日 月、水、金曜日運行(盆(8/13~17)、年末年始(12/29~1/3)は運休)

運行本数 全日7便

中山町→明治・大郷→山形駅前(2便)

山形駅前→明治・大郷→中山町 (2便)

山形駅前→明治·大郷 (1便)

明治・大郷→中山町 (1便)

中山町→明治・大郷 (1便)

行 政 評 価(企画調整課)

仕事の目的と目標、目指す効果と成果を明確化し、前年度の業務を検証することによって課題を把握し、次年度の業務改善に活かしていくとともに、仕事の結果と成果についての市民への説明責任を果たすため、当市では行政評価を「仕事の検証システム」と名付け、平成16年度から実施してきた。

平成23年度までのシステム運用により個々の事務事業について改善が図られてきたことから、平成24年度からは、第2期経営計画の進捗管理を行う仕組みとして見直しを行い、集中的に検証作業に取り組めるよう、対象事業を限定して実施することとした。併せて、次年度の事業実施方針と密接に連動するよう、検証事務の効率化も図った。平成28年度からは自己検証結果の区分を見直し、山形市発展計画の進捗管理を行ってきたが、令和3年度からは発展計画2025の策定に併せ、主要な施設の成果報告書に発展計画で設定した数値目標や実績値を明記し、議会や市民へ達成状況や成果を報告することにより、効果検証と課題の整理を行っている。

企調

結婚新生活支援事業(企画調整課)

経済的理由により結婚に踏みきれない若年層に対し、結婚に伴う新生活に必要な費用を支援することで、経済的不安を解消し、少子化対策の推進を図るため、対象世帯に新生活の開始に伴い必要となる住居費等の費用について補助を行う。

(国補助) 地域少子化対策重点推進交付金 (補助率 2/3)

- 1 対象世帯(令和3年度)次のすべての要件を満たす世帯
 - ・令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻した夫婦
 - ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
 - ・夫婦の所得額合計が400万円未満(世帯年収540万円未満相当)
 - ・対象となる住宅が山形市内

※加えて、山形市が指定する講座の受講が必須

2 補助上限

婚姻時の年齢が夫婦ともに 29歳以下の場合は 60万円、39歳以下の場合は 30万円

- 3 対象経費(令和3年度)
 - (1) 住居費 ・住宅取得費用 (建物の購入費、新築の場合の工事請負費)
 - ·住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
 - (2) 引越費用(引越業者や運送業者に支払った費用)

※令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払った上記の費用が対象

- 4 補助実績(令和3年度)
- (1) 婚姻時の年齢が29歳以下の世帯44件17,816,065円
- (2) 婚姻時の年齢が39歳以下の世帯40件10,455,706円

移住定着の促進・関係人口の拡大(企画調整課)

1 移住支援窓口機能強化事業

移住支援体制の強化を図るため、山形県と共同して行う山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口強 化事業に基づき、令和4年4月1日から三大都市圏に所在する所在する民間企業からの社員を受け入れ、民間企業の専門知 識・業務経験・人脈・ノウハウ等を活用した取組を進める。

市 民 活 動 支 援(企画調整課)

1 山形市市民活動支援センター

市民活動に関する総合支援施設として、平成17年4月1日にまちづくり情報センターから市民活動支援センターにリニューアルした。平成20年4月1日より、指定管理者による管理運営を実施している。

(1) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 22階・23階

(2) 指定管理期間 平成30年度~令和9年度

(3) 指定管理料の上限 333,000,000円に消費税及び地方消費税の額を加えた額(平成30年度~令和9年度分)

(4) 施設設備 会議室 高度情報会議室 広さ 127㎡ 定員 60人(椅子のみ100人)

会議室A33 m²10人会議室B36 m²16人ミーティングコーナー40人

主な設備 コピー機1、インターネット接続パソコン3、

パソコン用プリンター1 (ポスター用フルカラー)、同時2色刷り輪転機1、

製本機1、紙折り機1、登録団体用ロッカー、メールボックス

(5) 事業

① 情報収集·広報事業

市民活動団体との連携により、ホームページ等を活用した情報収集・発信

② 学習事業

NPO法人や市民活動団体の会計・税務・事業企画・補助申請などの実務講座、コミュニティビジネス講座、ボランティア講座、パソコン講座など

③ 相談事業

ボランティア、NPO法人設立、団体の運営、事業の実施、補助金申請など

④ 事務機器の貸し出し

印刷機、製本機、紙折り機、ノートパソコン、ロッカー、メールボックス

(6) 利用状況(令和3年度)

総利用者人数 7,547人 会議室利用人数 3,994人 ミーティングコーナー利用人数 462人 OAコーナー利用人数 831人

自主講座受講人数 273人 (53回開催)

2 山形市市民活動支援基金(山形市コミュニティファンド)

市民活動団体における資金課題の解決及び企業等の社会貢献意欲を結びつける仕組みとして、平成20年4月より山形市 市民活動支援基金(山形市コミュニティファンド)を運営している。

(1) 寄附の形態 (3種類)

分野希望寄附 寄附の使い道の分野を希望

10万円以上の寄附の場合、愛称を設定した個別ファンドが設定可能

団体希望寄附 登録団体の中から寄附したい団体を希望 一般寄附 特定の分野や団体を希望しない場合

(2) 補助実行

市民活動団体による公益的な事業の提案に対し、評議委員会及び公開プレゼンテーションの選考結果を参考に決定する。

(3) 実績(令和3年度)

・寄附実績 11件 11,015,000円 ・補助実績 16件 12,353,256円

文 化 振 興(文化振興課)

1 文化芸術の振興

地域文化の振興と創造のため市民の文化活動の支援を行う

2 芸術文化団体への補助金の交付

- (1) 山形交響楽協会運営費補助事業
- (2) 山形美術館運営費補助事業
- (3) 山形市芸術文化協会運営費補助事業
- (4) 山形国際ドキュメンタリー映画祭開催費補助事業
- (5) 鈍翁茶会開催費補助事業
- (6) 山形県華道文化協会事業費補助事業

3 文化創造都市推進事業

(1) 創造都市推進事業

山形市は、国内外から高い評価を得ている山形国際ドキュメンタリー映画祭をはじめとする映像文化を育む環境の充実に加え、プロオーケストラを有する音楽や伝統工芸、食文化など、多彩な文化・地域資産を有している。そうした背景のもと、映像文化を基軸に、それらの資産を総合的に活用しながら、持続的発展が可能なまちづくりに向け事業を推進していく。

①やまがた創造都市国際会議

国内外の映像制作者等のゲストを迎え、創造都市について理解や交流を深める国際会議を開催する。

②やまがた映画パッケージto the world

山形市の映像作品を海外や創造都市に向けた上映や配信等を行いながら国際交流や貢献を行っていく。

③映像で山形ルネッサンス

山形が誇る伝統文化などについて、地元映像作家の現代的な視点による短編映画を制作する。

④やまがたアーチスト・イン・レジデンス

国内外のアーチスト等を山形に招聘し、制作作業や地元との交流を支援する。

⑤クリエイティブカフェ

創造都市を身近に感じてもらうことを目的に、多彩な文化や芸術に触れる講座やワークショップなどを毎月開催する。

⑥やまがた市民映画学校

市民が良質な映像作品に触れる機会を提供する(ドキュメンタリー映画祭との連携事業)。

⑦子どもの映像教育

若い世代が映画と関わる活動を通じて、多様な社会を知る視点を育てる(ドキュメンタリー映画祭との連携事業)。

⑧野外上映会

市民にコロナ禍の「新しい生活様式」に配慮した映画の楽しみ方を提供する(ドキュメンタリー映画祭との連携事業)。

⑨ユネスコ創造都市の世界 (新規)

「山形国際ドキュメンタリー映画祭 2023」のプログラムの中で、世界のユネスコ創造都市で制作された映像作品の上映を行うため日本語字幕を制作する。

⑩ぬり絵プロジェクト (新規)

「ユネスコ創造都市やまがた」や「文化創造都市」の周知を図るため、キャラクターのかもかもくんや市内の風景のぬり絵を制作し、イベントに合わせた展示やSNSを利用したPRを行う。

⑪シアター・コミセン (新規)

地域のコミュニティセンターで、山形市で過去に制作した映像作品等の上映会を行い、地域の魅力の再認識を図る。

(2) やまがた秋の芸術祭開催事業 (新規)

文化創造都市を推進するため、文化芸術団体や教育・観光等の関係機関と連携して「やまがた秋の芸術祭」を令和4年度に初開催し、市民が、音楽、アート、映像等、様々な文化活動に触れる機会を提供するとともに、まちの賑わいを創出する。

- ・まちなか回遊型音楽会
- ・ぶらぶらアート
- ・映画上映会 など

4 Q1プロジェクト推進事業(創造都市拠点施設整備事業)

平成29年に「ユネスコ創造都市ネットワーク」に映画分野にて加盟認定されたことを契機に、山形県下初の鉄筋コンクリート造校舎として昭和2年7月に建設された市立第一小学校旧校舎(令和3年度まで「山形まなび館」として活用。)を、創造都市の拠点施設として再整備を進めている。

この施設では「クリエイティブと産業を暮らしで繋ぐプラットホーム」をコンセプトに、様々な業種の事業者やテナントが入居し、創造都市の発信を行うとともに、芸術、文化及び産業等の地域資産を多くの人々の関わりによって磨き上げながら、新たな価値の創出を目指していく。

公民連携の手法により、山形市が施設整備を行い、民間企業が運営を担う。令和4年9月に供用を開始する。

所 在 地 山形市本町一丁目5番19号

建 物 延床面積 4,962.97㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階地下1階

紅花文庫(教育資料展示室)、文化財展示室、多目的ルーム 1室、交流ルーム 3室(有料)、

創造都市PRコーナー、管理事務室、テナント(施設の趣旨に賛同する民間事業者等が入居)

改修工事費 945,126千円 (外構工事分を除く。)

5 フィルムコミッション推進事業

観光の振興や地域の活性化を図ることを目的として、平成 17 年度に「山形フィルムコミッション」を設立し、映画をは じめとした映像作品を誘致・支援している。

平成23年度に村山地域の5市2町(寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、西川町、大石田町)も加わり、広域的に活動している。

実 績 (令和3年度)撮影 46件 問合わせ 71件

主な撮影 TVCM「大人の休日倶楽部」、TV番組「秘密のケンミンSHOW 極み」

6 清風荘·宝紅庵

池泉回遊式の古庭園で、市内の名園の一つとして知られる「もみじ公園」内に建つ清風荘は、昭和32年10月に旧宝幢寺大書院を改修したもので、昭和54年には茶室「宝紅庵」が併設された。平成13年11月に国の登録有形文化財に登録されている。 純和風数寄屋造りの施設として、文化芸術等の各種活動に広く利用されている。

所 在 地 山形市東原町二丁目16番7号

建 物 延床面積 454.45㎡ 木造平屋建

(清風荘 293.36㎡、宝紅庵 161.09㎡)

和室 4室、茶室 3室(有料)

建 設 費 宝紅庵 82,029千円 (昭和54年10月30日完成)

利用者数 (令和3年度)

清風荘 236件 1,946人 宝紅庵 56件 438人 合 計 292件 2,384人

7 最上義光歴史館

山形市発展の礎を築いた最上義光を顕彰する展示館として平成元年12月に開館した最上義光歴史館は、最上家関係資料を 主体として展示を行っており、郷土の歴史に対する理解を深める場となっている。

所 在 地 山形市大手町1番53号

管 理 運 営 指定管理者 公益財団法人山形市文化振興事業団

建 物 延床面積 765.63㎡ RC造

建 設 費 300,556千円

入 館 料 無料

利用者数 (令和3年度)入館者 6,842人

8 山寺芭蕉記念館

市制施行100周年と芭蕉奥の細道紀行300年を記念して建設され、平成元年7月に開館した山寺芭蕉記念館は、宝珠山立石寺を望む高台に位置し、その格調高い和風建築は名勝山寺の景観とよく調和している。

松尾芭蕉・奥の細道関係資料の展示をはじめ、文化芸術等の各種集会等に研修室、茶室の貸出しを行っている。

所 在 地 山形市大字山寺字南院4223番地

管 理 運 営 指定管理者 公益財団法人山形市文化振興事業団

建 物 延床面積 1,925.40㎡ 木造平屋建一部RC造

展示室 3室、図書資料室、研修室 2室、茶室 2室(有料)

企調

建 設 費 860,000千円

入 館 料 大人 400円 高校生以下無料 (20人以上は団体で2割引)

利用者数 (令和3年度)

入館者(展示室)7,979人研修室・茶室等利用者1,413人合計9,392人

9 市民会館

市民の文化の向上を図ることを目的に、昭和48年7月25日に開館した市民会館は、1,202席を有する大ホール・300席の小ホール・展示室・会議室などの会館の機能を活かし、歌舞伎公演・市民新春寄席・各種コンサート・演劇、音楽教室の開催など、様々な文化事業を実施するとともに、市民や文化団体による自主的な活動を支援し、優れた文化芸術活動を創造・発信するとともに、それらの多様な鑑賞機会を提供しており、山形市における芸術文化の拠点となっている。

所 在 地 山形市香澄町二丁目 9 番45号

管 理 運 営 指定管理者 山形市民会館管理運営共同事業体

建 物 延床面積 5,815.28㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨

大ホール(1202席固定席)、小ホール(300席移動席・舞台付)、大会議室、小会議室

リハーサル室、展示室、談話室、楽屋5室、事務室

建 設 費 1,040,248千円

(1) 各室利用状況

(令和3年度)

室名区分	大ホール	小ホール	大会議室	小会議室	リハーサル室	展示室	談 話 室	計
稼働日数(日)	321	322	335	335	326	335	335	
使用日数(日)	179	174	155	218	74	83	109	
使用件数(件)	184	182	164	233	75	78	110	1, 026
使用回数(回)	417 (335)	352 (311)	342	446	190	184	238	2, 169 (646)
入場人員(人)	37, 096	8, 611	2, 886	2, 110	1,528	1, 296	464	53, 991
稼 動 率(%)	55.8%	54.0%	46.3%	65. 1%	22. 7%	24. 8%	32.5%	

- ※① ()は仕込み、練習、リハーサル等の件数・回数でそれぞれ件数・回数に含まれる。
 - ② 稼働日数は保守点検 (舞台、照明、音響、非常放送、火災報知器の点検、消毒等)及び休館日、館内調整日、工事などを除いた使用可能な日数 (ただし期間中使用した日は稼働日数に含める。)
 - ③ 使用日数は実際に使用した日数
 - ④ 使用回数は午前・午後・夜間を通して使用した場合は3回と計算する。ただし、展示室は1日を1回とする。
 - ⑤ 稼働率=使用日数/稼働日数

(2) 催し別利用状況(大・小ホールのみ)

(令和3年度)

区分	催別	音楽	演劇	舞踊	映 画	芸 能	講演会	各種大会 及び集会	その他	計
件	数 (件)	161	123	33	1	7	3	19	6	353
入場	者 数 (人)	21, 202	10, 255	7, 450	370	2,604	734	2, 621	471	45, 707

※「各種大会及び集会」とは、各種大会、会議、式典、研修会、学会など。

「芸能」とは、寄席、講談、漫談、演芸、マジック、奇術、歌舞伎、能公演、浄瑠璃など。

10 市民会館整備事業

山形市民会館は、昭和48年7月に開館し、本市における芸術文化の拠点施設として、様々な文化事業を実施しているが、開館から約50年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることから、近い将来建て替えが必要である。

そのため、山形市中心市街地グランドデザインにおいて歴史・文化推進ゾーンに位置付けられている県民会館跡地を活用して、新しい山形市民会館を整備する。

令和2年度 整備基本構想の策定

令和3年度 民間活力導入可能性調査の実施 令和4年度 実施方針、要求水準書の策定

文 化 財(文化振興課)

文化財は、山形市の歴史の正しい理解のために欠くことができないものであると同時に、文化の向上・発展や今後のまちづくりの基礎となるものである。歴史的文化遺産の保全・継承を通して市民の文化財に対する理解・認識を一層深めながら、積極的に活用し、「文化財を正しく理解し、郷土に誇りをもつ人づくり」を推進する。

1 主な事業

(1) 史跡山形城跡の発掘調査事業

史跡山形城跡の本丸及び二ノ丸の発掘調査を実施するとともに、歴史考証及び発掘調査成果物の整理を行い、現在山形市が進めている霞城公園整備事業を支援する。

(2) 重要文化財「鳥居」保存修理事業

平安時代後期の造立とされ、日本最古の石鳥居といわれる重要文化財「鳥居」について、保存修理に向けた平成26年度の調査並びに平成29年度詳細調査(第二次調査)の成果を踏まえ、有識者による保存修理検討会議で適切な修理方法などの指導を受けながら、令和4年度は保存修理工事実施設計業務委託を行う。

(3) 市指定文化財現況確認

市指定文化財の保管状況や管理上の課題等を把握するため、令和2年度から6年度の5年間で全90件の現況を確認する。 令和4年度は指定文化財20件の現況確認を行う。

2 郷 土 館

明治11年、明治文化の象徴として建設された旧済生館本館は、三層からなる豪華な擬洋風建築で建築史上代表的な建造物として歴史的価値を認められ、昭和41年12月5日に国の重要文化財に指定された。その後、この建造物は霞城公園内に移築復原されて昭和46年4月に山形市郷土館として開設され、長く保存を図るとともに、市民に公開し、郷土の医学・歴史資料の展示を通して学術文化の向上に寄与している。

所 在 地 山形市霞城町1番1号

建 物 延床面積 706.277㎡ 木造

展示室 1階廻廊 8室 2階 1室

入 館 料 無料 (平成21年度より)入 館 者 数 20,554人 (令和3年度)

3 文 化 財(市内所在)

(令和4年4月1日現在)

J		16	炽	(1)	1 1.41	ツロエノ									(13.4)	14年4月1日現住,
		区		分	ì		玉	指	定	県	指	定	市	指	定	計
建			造			物			8	3		6			8	22
絵						画			4	2		24			6	32
書	跡	· 典	籍	• 1	与 7	文 書			;	3		7			9	19
彫						刻			4	1		15			24	43
I.			芸			밂				l		11			7	19
考		古		資		料			4	2		5			10	17
歴		史		資		料			()		4			0	4
有	形	民	俗	文	化	財			()		1			6	7
無	形	民	俗	文	化	財			()		2			7	9
史						跡			4	2		4			2	8
名						勝				l		0			1	2
天		然	記	ĥ	念	物				l		6			10	17
無	-	形	文	1	Ľ	財			()		1			0	1
			計						24	1		86			90	200

4 登録有形文化財

国登録有形文化財 9カ所(18件) (令和4年4月1日現在)

企調

男 女 共 同 参 画 (男女共同参画センター)

男女が個人として尊重され、お互いを大切にしながら協力し合い、社会のあらゆる場面でともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、平成10年9月に県内初、全国で14番目となる「男女共同参画都市宣言」を行い、平成25年4月に「山形市男女共同参画推進条例」を施行し、市民及び事業者等と連携して様々な取り組みを行っている。

令和4年に第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」(令和4年度~令和8年度)を策定し、男女共同参画意識の醸成、多様な生き方を選択できる環境の実現等に取り組んでいる。

1 男女共同参画施策

(1) 山形市男女共同参画審議会

男女共同参画に係る施策の推進等に関し、市長の諮問に応じ審議する機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画に係る施策を推進している。

(2) 男女共同参画施策の推進

- ① 審議会等への女性委員の参画状況調査 審議会等への女性委員の参画率29.8%(令和4年3月末現在)
- ② 意識啓発事業

市の施策や先進事例の紹介等を通して男女共同参画意識の啓発を図るため、情報紙「ファーラ」を発行する。(年2回)

③ 小学生用男女共同参画学習資料の配付 性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が生かされる豊かな社会づくりを進めるために、小学 2・4・6年生を対象とする学習資料「きらり かがやいて」を市内の各小学校へ配付し、活用を図る。

④ 山形市女性人材バンクの整備と活用

市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい女性の人材バンクを整備し、各課へ情報を提供するとともに、登録者を対象に研修会を開催し資質の向上を図る。

女性人材バンク登録者79人(令和4年3月末現在)

⑤ 女性団体の育成

山形市女性団体連絡協議会(令和4年度 構成団体数15団体)の活動の支援を実施する。

⑥ 男女共同参画意識の啓発

「男女共同参画週間」について市報及びパネル展示等で周知啓発を行う。

⑦ 社会全体で子育てする機運醸成事業

ア イクボス推進事業の実施

職場でともに働く部下の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮する上司(イクボス)の普及に向け、庁内のイクボスの取り組みを推進するとともに、イクボス制度について市報等で周知啓発を行う。

イ オンライン講座の実施

介護や育児等で来所が難しい方向けに、また、来所しての参加をためらう内容の講座をライブ配信により参加を 可能とし、学習機会を提供する。

⑧ 性の多様性に関する理解促進事業

性の多様性に関する市民向け研修会・学校教職員向けの研修会の実施及びリーフレットの配布を通して意識啓発を図る。

⑨ DV防止及び支援対策

配偶者等からの暴力(DV)に係る庁内関係課との連携

ア 「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせパネル展示等を実施する。

イ DV相談の対応に関し、庁内の関係課等の相互連携が必要となるため、庁内連絡会議、庁内連絡担当者会議を開催 する。また、適切な支援に向けてDV相談窓口担当者研修会を実施する。

⑩ 第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」の策定

令和3年度に第3次プラン計画期間が終了することに伴い、これまでの取組みや市民調査の結果等を踏まえ、国や県の動向、社会情勢の変化に対応しつつ、より効果的に施策を展開するため、第4次プランを策定した。

2 山形市男女共同参画センター「ファーラ」の運営管理

市民が活動し、交流し、相談する総合的な機能を有する男女共同参画社会づくりの拠点施設として、平成8年2月に女性センターとして設置、平成15年4月に名称を男女共同参画センターへ変更、平成25年4月に施行した山形市男女共同参画推進条例第16条において、男女共同参画の推進施策を実施し、男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けられた。

(1) 山形市男女共同参画センター運営委員会

男女共同参画センターの運営の円滑化を図るための機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進を図る。

(2) 利用状況 (令和3年度)

総利用者数 7,214人

うち貸室利用者数4,568人講座受講生(出前講座含む)924人交流コーナー利用者数1,332人相談利用者390人

貸室利用回数 (ワーク室含まず) 701回 ワーク室 (印刷等) 利用回数 16回

(3) 事業

① 公民連携による女性人材育成事業

企業版ふるさと納税を活用し公民連携で女性人材育成事業を実施することにより、地域で活躍する女性リーダーを 養成する。

「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」(6月~12月 全8回予定)

② 学習事業

第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の4つの目標に基づく内容で、センター自主企画講座及び市民の企画運営によるファーラ市民企画講座を実施する。

女性学講座(1回)

イクメン・カジメン・イクジイ講座(2回) ※社会全体で子育てする機運醸成事業

働く女性の講座(3回)

女性活躍推進講座 (2回)

健康講座(4回) ※女性の健康づくり支援事業

DV防止講座(1回) 他、計15講座42回を実施予定。

③ 男女共同参画宣言都市事業

ア 男女共同参画週間関連事業 (6月23日~29日)

「男女共同参画早わかり」等のパネル展示を行う。

イ 男女共同参画宣言都市記念講座(6月)

男女共同参画宣言都市を記念した講座を実施する。

ウ パープルリボン・プロジェクト (11月12日~25日)

DV防止を呼びかけるパネルの展示等、DV防止に係る啓発を行う。

④ 広報事業

男女共同参画センターの活動や実施講座の広報のため、情報紙「ファーラお知らせ版」を発行する。(年2回)

⑤ 市民活動支援事業

ア 男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸館を行う。

イ ファーラ市民企画講座実施団体に対し、広報及び経費等の支援を行う。

⑥ 相談事業

一般相談・・・休館日(祝日及び振替休日、年末年始)を除く毎日

法律相談・・・月3回

女性の健康相談・・・随時 ※女性の健康づくり支援事業

女性の権利110番 (県弁護士会との共催)・・・6月28日

⑦ 情報収集事業

男女共同参画に関する図書・DVD・ビデオテープの整備と貸出及び全国の男女共同参画行政・施設の資料等の収集整備を行う。

⑧ 交流事業

打合せ等で利用できる交流コーナーを市民に開放する。

情 報 化(情報企画課)

1 山形市情報化基本方針

これまでの「電子市役所推進計画」に替えて、山形市の情報化の基本的な方向性を示すものとして平成29年4月に策定した。社会情勢の変化やICTの取り巻く状況、国・県の動向に柔軟に対応しつつ、これまでの情報化施策の課題解決を図るとともに、山形市のまちづくりの方針を示した「山形市発展計画」に基づく各施策をICTの側面から推進するため、6つの基本方針を掲げている。

2 山形市情報システム全体最適化計画

山形市の情報システムは、個々のシステム単体では、それぞれ最適と考えられるものを選択し運用しているが、組織全体としてみた場合、一部において生産性や効率性を低下させてしまう場合があり、山形市においても改修費用や運用負荷が懸念される状況となっている。そのため、山形市全体として、情報システムにかかる費用の削減や運用の効率化、情報セキュリティの強化、IT活用による業務の高度化を図ることができるよう、平成30年3月に本計画を策定した。平成30年度から令和4年度までの5年間で全体最適化を目指すこととしており、11の具体的取り組みを掲げている。

3 ICTアドバイザー活用事業

これまで情報システムの導入にあたっては、内部の判断のみで調達業務を実施してきたが、現在は情報システム導入にあたっての選択肢が増えてきたことやBPR(Business Process Re-engineering:業務改革)の必要性が高まる等、以前と状況が大きく変化したことから、より適切に調達することが求められている。そのため、山形市情報システム全体最適化計画の具体的取り組みの一つとして、令和元年5月より専門的知見のある外部コンサルタントから助言や支援を受け、情報システムの調達に係る費用削減や運用の効率化を図っている。

4 RPAツール導入による業務支援等

RPA (Robotic Process Automation) とは、Excell、ブラウザ、個別の業務システム等、パソコン上の操作をシナリオとして学習し自動化するソフトウェアで、パソコンを利用して実施している定型的作業等の効率化・適正化が期待できる。

RPAツールの導入については、ここ数年で急速に普及が進んでおり、国においても「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の中で、「RPA等を活用したデジタル自治体行政の推進」を取組の一つとして掲げ、RPAの導入を推進している。

令和元年度に山形市における導入効果を検証した結果、効果が認められたことから、令和2年度からRPAツールを本格導入し、業務の効率化を図っている。

5 基幹システムの構築・運用

昭和58年10月に導入した汎用コンピュータの様々な課題を解消するため、平成17年度に「山形市新情報システム基本計画」を策定し、平成18年度から構築を行い、平成21年1月から基幹システム(新情報システム)が稼働した。平成25年末には契約期間満了を迎えたため、機器・ソフトウェアの更新を行い、平成26年1月より第二期基幹システムが稼働し、20課31業務処理の運用を行っている。業務システムは継続利用を基本とし、保守継続できないシステムは入れ替えした。

第二期基幹システムについては、平成30年12月末で運用期間が満了となることから、平成28年7月に開催された山形市電子情報処理推進委員会において、第二期基幹システムは設定したサービス目標基準(SLA: Service Level Agreement)を達成するなど安定性が高いこと、また、現行の事務処理に最も適合しており効率的な事務処理が可能である等の理由により、第二期基幹システムを継続して第三期基幹システムの構築(人事給与システムについては、内部情報処理システムとの連携を見据え基幹システムから分離)と構築後5年間の運用を行うことと決定し、平成31年1月から稼働している。現在、18課27業務処理の運用を行っている。

現行基幹システムは令和5年12月末で運用期間が満了することから、令和3年4月に「山形市次期基幹システム基本計画」を策定し、新基幹システムの構築に向け準備を開始した。新基幹システムは、全ての業務システムを最新パッケージシステムの導入等により再構築し全面的に刷新するとともに、システム標準化へ対応する方針である。令和3年10月にはシステム調達の公募を実施し、決定した最優秀提案者と令和4年3月に新基幹システム構築運用業務の委託契約を締結した。新基幹システムの令和6年1月稼働開始に向けて、令和4年度当初より本格的な構築を開始している。

6 構内情報通信網(LAN)運営事業

(1) 地域イントラネット

平成15年3月に市内全ての公共施設を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築し、同年4月から運用を開始している。電子市役所推進のための基盤ネットワークとして、行政運営の高度化・効率化を図るとともに、市民が行政サービスを受けられる環境づくりを行う。

(2) グループウェア

庁内LANを活用し、事務処理及び情報管理の向上、執務環境改善等を図る目的で平成13年10月に試験導入した。平成14年度の庁内全課拡張の後、15年度にイントラネットを利用して庁外施設まで拡張し、全職員が利用可能になった。システム安定化、機能強化を図るため、平成19年度に再構築し運用している。主な機能としては電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、共有文書管理がある。

7 総合行政ネットワークシステム(LGWAN)

全国の都道府県及び市区町村と国の省庁を専用回線で接続する行政専用のネットワークで、申請・届出等行政手続きのオンライン化、公的個人認証サービスにおける電子証明書発行等、電子自治体構築のための必須基盤とされ、平成15年9月に接続した。

8 電子申請システム構築運営

山形県及び県内全市町村との共同利用による電子申請システムを構築し、平成19年3月より稼働している。平成24年1月よりASP方式(Application Service Provider方式:インターネットを通じてアプリケーションを利用する方法)に更新し、運用している。

9 統合型GIS

山形市庁舎内のみ利用する統合型GIS (Geographic Information System:地理情報システム)は、平成21年度に構築し平成22年度より稼働。ASP方式でインターネット回線にて住民に地図情報を公開する公開用GISは平成23年度より稼働している。

10 情報セキュリティ対策

重要な情報を取り扱う上で職員が守るべきルールとして、平成16年度に情報セキュリティポリシーを定め、運用を開始した。

平成29年度には、マイナンバー等重要な情報の漏えい防止や情報システムの安全性の確保を図るために、マイナンバー利用事務端末機での情報持ち出し制限設定と、端末機利用時の二要素認証方式を導入した。また、LGWAN接続ネットワークとインターネット接続ネットワークを分割し、県と市町村が共同でインターネット接続システムを構築し、共同利用を開始した。

令和元年度には、情報システム全体の強靭性の向上(インターネットと庁内事務ネットワークの分離等)により、実施すべき情報セキュリティ対策に変化が生じたことから、情報セキュリティポリシーを改定した。

11 内部事務処理システム構築運用事業

文書事務及び市職員に係る庶務事務について、電子決裁を用いてシステム化し、平成27年4月より稼動している。 新財務会計システムについて、平成28年度会計より運用し、予算編成系を平成27年9月より稼動、予算執行系を平成28年 4月より稼動している。

12 スマートシティ推進事業

デジタル化の推進により多様化、複雑化する地域課題を迅速に解決し安全で快適な社会の実現のため、山形市が目指すスマートシティの実現に向けてデジタル技術を有効に活用した取組の指針として令和4年3月に「山形市スマートシティ推進基本計画」を策定した。

スマートシティの取組において実施を見込む事業の実現可能性を検証するために、令和3年度にデジタル技術による業務 効率化やワーケーションの実証を行った。

スマートシティの実現を担う人材育成のため、高校生を対象にAIに関する先進技術やデータサイエンス等を学ぶ機会を提供する「やまがたAI部」への活動支援を行っている。

ス ポ ー ツ 振 興 (スポーツ振興課)

1 基本方針

「山形市スポーツ推進計画」に基づき、『市民のスポーツ参画による健康で活気あるまちづくり』の実現のため、スポーツに親しむ機会の拡大によって市民のスポーツ参画を推進し、スポーツを通して健康で豊かな生活を営み、活力あるまちづくりに繋げることを目指します。

生涯スポーツにおいては、多くの市民が年齢、性別、障がいの有無に関わらず、スポーツを「する」「みる」「ささえる」 ことに関わることでスポーツ参画人口を拡大し、市民の生涯にわたる心身の健康を増進します。

競技スポーツにおいては、スポーツ指導者の養成やジュニア選手の育成を通して競技スポーツの底辺を拡大し、アスリートの競技力向上を図ります。また、アスリートの活躍により市民のスポーツへの関心の高まりや地域社会の活力の創出を図ります。

スポーツを通した交流については、各種大会やスポーツイベントの開催、プロスポーツとの連携を通して、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。また、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承し、地域活性化に取り組みます。

市民のスポーツを支える環境整備については、市民が気軽にスポーツに親しみながら健康を増進するとともに、アスリートの競技力を向上させ、安心安全にスポーツ施設を利用できる機会を確保するため、市民ニーズに応じた施設の整備や検討を行います。

2 重点目標

- (1) 誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ健康なまちづくり
- (2) アスリートの活躍を支える競技スポーツの推進
- (3) スポーツを通した交流促進による明るく活気あるまちづくり
- (4) 市民のスポーツを支える環境整備

3 主要な施策・事業

(1) 誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ健康なまちづくり

多くの市民が年齢、性別、障がいの有無に関わらず、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことに関わることでスポーツ参画人口を拡大し、市民の生涯にわたる心身の健康を増進する。

① スポーツ参画人口の拡大

より多くの市民が関心や適性等に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供する。

また、これまでスポーツに関わりが少なかった市民に対しては、スポーツに親しむ機会の拡充を図る。

ア スポーツ協会、山形市体育・スポーツ総合推進本部等との連携による各種スポーツ教室を開催する。

- イレクリエーションスポーツを育成する。
- ウ 障がい者スポーツの理解と環境づくりを推進する。
- エ 幼児期におけるスポーツ機会の拡充を図る。
- オ「山形まるごとマラソン大会」を開催する。
- カ 「山形市民スポーツフェスタ」を開催する。
- キ プロスポーツの観戦や交流の機会を拡充させる。
- ② スポーツを通じた健康増進

市民が気軽にスポーツに親しむことでスポーツを習慣化し、いつまでも健康で生き生きと暮らせる環境づくりを推進する。

- ア 「山形市民スポーツフェスタ」を開催する。(再掲)
- イ 山形市スポーツ推進委員協議会との共催によるスポーツ教室を開催する。
- ウ 山形市健康づくり運動普及推進協議会との連携事業を推進する。
- ③ 地域における生涯スポーツの活性化

市民のスポーツの習慣化を促進するため、地域におけるスポーツの機会の拡充とスポーツを通したコミュニティ活動の活性化を推進する。

- ア 体育振興団体(地区体育振興会)等への支援を行う。
- イ 学校体育施設の有効活用を図る。
- ウ 総合型地域スポーツクラブの支援を行う。
- ④ 学校体育による運動習慣の確立と体力向上

学校体育の充実により、児童生徒期において体力の向上と運動の習慣化を図ることで、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を培う。

ア 体育授業を充実させる。

- イ 研究委嘱校による研究や体育指導に関する研修会を実施する。
- ウ 特色あるスポーツ大会・教室等へ支援する。
- エ 充実した運動部活動を推進する。
- オ 山形市小学校体育連盟、山形市中学校体育連盟の活動を支援する。

(2) アスリートの活躍を支える競技スポーツの推進

スポーツ指導者の養成やジュニア選手の育成を通して競技スポーツの底辺を拡大し、アスリートの競技力向上を図る。 また、アスリートの活躍により市民のスポーツへの関心の高まりや地域社会の活力の創出を図る。

① 競技スポーツの活性化を支援する。

競技団体や各種団体が、互いに連携を図りながら効果的にトップアスリートの育成を行うことができるよう、活動の活性化を支援する。

- ア 山形市体育・スポーツ総合推進本部、スポーツ協会等と連携し選手強化を支援する。
- イ 各種大会等出場に対する支援を行う。
- ウ 市長褒賞制度による顕彰を行う。
- ② スポーツ指導者の養成と活用

スポーツ指導者の養成及び確保により、アスリートの競技力向上を推進する。

また、長期的な競技力向上を支えるため、次代を担う若手指導者の養成を図る。

ア 山形市体育・スポーツ総合推進本部、スポーツ協会等との連携により指導者養成を図る。

イ スポーツ指導者バンクの活用を促進する。

③ ジュニア選手の育成と競技力向上

ジュニア期から継続的な強化を行い、国際大会や全国大会等で活躍するトップアスリートの育成を支援する。

ア 山形市体育・スポーツ総合推進本部の交付金による選手強化を図る。

イ スポーツ少年団活動に対する支援を行う。

ウ 運動部活動への外部人材の活用を推進する。

(3) スポーツを通した交流促進による明るく活気あるまちづくり

各種大会やスポーツイベントの開催、プロスポーツとの連携を通して、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をレガシーとして継承した地域活性化に取り組む。

① 各種スポーツ大会の開催や支援

各種大会やスポーツイベントの開催や支援を通して、交流人口の拡大による地域活性化を図る。

ア 「山形まるごとマラソン大会」を開催する。(再掲)

イ 「FIS女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会」を開催する。

- ウ 「サマースキージャンプ蔵王大会」を開催する。
- エ 各種大会の誘致と開催に対する支援を行う。
- ② プロスポーツとの連携の推進

市民がプロスポーツにふれあう機会を提供し、観戦や交流を通じて活気あるまちづくりに繋げていく。

ア 「モンテディオ山形」への支援と連携を図る。

イ 「パスラボ山形ワイヴァンズ」「東北楽天ゴールデンイーグルス」と連携し、市民がプロスポーツに親しむ機会を充 実させる。

③ オリンピック・パラリンピックレガシーの継承

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたホストタウンとの交流をレガシーとして継承して

ア ホストタウン構想等に基づく各種交流事業を実施する。

(4) 市民のスポーツを支える環境整備

市民が気軽にスポーツに親しみながら健康を増進するとともに、アスリートの競技力を向上させ、安心安全にスポーツ施設を利用できる機会を確保するため、市民ニーズに応じた施設の整備や検討を行う。

① 身近なスポーツ施設の充実

ア 山形市グラウンド・ゴルフ場の管理運営業務を委託する。

- イ 馬見ケ崎パークゴルフ広場維持管理業務を委託する。
- ウ 地域運動広場管理用備品購入事業費補助金を交付する。
- エ 各地域運動広場整備用山砂を支給する。
- オ 黒沢地区多目的運動広場整備工事を行う。
- カ (仮称) 西部工業団地公園スポーツ施設整備に係る設計を行う。
- ② 広域利用に資する施設整備の検討

山形県内唯一となる施設又は県庁所在地にある利便性から利用者が広範囲になる施設については、山形市内での整備の方向性について山形県等の関係機関と協議を行う。

- ③ 山形市総合スポーツセンター等改修整備
 - ア 給水機(冷水機)更新工事を行う。
 - イ 非常用発電設備改修工事を行う。
 - ウ 受動喫煙防止対策工事を行う。
 - エ スケート場燃料油ポンプ・散水ポンプ・温水循環ポンプ更新工事を行う。
 - オ 第一体育館移動式バスケットゴールを更新する。
 - カ きらやかスタジアムスポーツトラクター等を更新する。
 - キ きらやかスタジアム人工芝用スイーパー等を購入する。
- ④ 蔵王ジャンプ台スロープカー改修設計委託を行う。
- ⑤ 蔵王ジャンプ台リザルトシステム等整備委託を行う。

4 市営体育施設

	施		設		概 要	完成年月日	場所	備考
南	部	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台15台、トレーニング室、 ミーティングルーム、更衣室、 放送設備 建築延床面積2,623㎡ フロア面積949㎡	昭57. 3.10	小荷駄町7-110	平成14年度屋根等改修工事 平成18年度アリーナ床改修 平成18年度カーテン取付 平成20年度駐車場整備工事 平成22年度アスベスト除去工事 平成28年度耐震改修工事
福	祉	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台8台(うち障害者用2台)、 トレーニング室、会議室、更衣室、 放送設備建築延床面積1,341㎡ フロア面積884㎡	昭56. 10. 13	小白川町二丁目 3 -33	平成17年度アリーナ床改修 平成18年度駐車場改修 平成23年度屋根改修 平成29年度耐震改修工事 令和3年度屋根等防水改修
蔵	王	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台10台 建築延床面積3,184㎡ フロア面積1,085㎡	昭53. 10. 30	蔵王温泉字上ノ台103	第11回インタースキーの国際 会議場として使用 平成22年度暖房設備改修、照 明器具増設、音響設備等改修、 床改修工事 平成26年度正面入口階段手 摺新設 令和元年度耐震改修工事
江	南	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台6台、トレーニング室、 談話室、更衣室、放送設備 建築延床面積1,458㎡ フロア面積980㎡	昭61. 2.15	江南一丁目 1 -27	平成14年度フロア改修 平成15年度屋根等改修 平成18年度カーテン取付 平成24年度天井改修
沼	οi	卫体	文 育	館	バスケット1面、バレー2面、 バドミントン6面、卓球台10台、 更衣室、ミーティングルーム 建築延床面積1,572㎡	平17.4.1 借用	沼の辺町4-33	平成17年4月20日供用開始
蔵	王ジ	ヤ	ンプ	°台	ノーマルヒル (HS=102、K=95m) FIS公認	昭53. 10. 30	蔵王温泉字柳平768	平成13年度スロープカー設置 平成15年度ジャッジハウス、ランディングバーン排水改修工事 平成20年度転倒防護板整備工事 平成25年度全面改修 平成27年度サマーヒル化工事・ 照明棟設置
流野	通せ	ァン 球	/ タ	一場	1 面 夜間照明塔 8 基 敷地11,209㎡ 駐車場958.72㎡	昭51. 5.31	流通センター二丁目1	昭和57年7月夜間照明完成 平成14年度フェンス改修 平成23年度駐車場整備

施設	概 要	完成年月日	場所	備考
流通センター庭球場		昭51. 5.31	流通センター四丁目2	昭和57年7月夜間照明完成
弓 道 場	6人~10人立(28m) 敷地1,763㎡ 木造平屋建435㎡	昭42.6.30	霞城町1-6	昭和46年度増築及び一部改修 平成15年度給水管、屋根改修 平成30年度床改修
鋳物町運動広場	野球 1 面 敷地11, 224 ㎡	昭50.12.6	鋳物町24	平成14年度外野フェンス改修 平成26年度便所下水道切替工事
鋳物町庭球場	2面 (クレー) 敷地1,520㎡	昭50.12.6	鋳物町24	平成16年度フェンス改修
西部運動広場	野球1面、またはソフトボール2面 敷地13,772㎡ 駐車場627㎡	昭57. 6.30	大字沼木字新田948	平成2年度駐車場整備 平成16年度駐車場整備 バックネット改修
西部庭球場	2面(全天候) 敷地1,500㎡	昭57. 6.30	大字沼木字新田948	
立谷川運動広場	野球1面 便所、駐車場 敷地11,260㎡	昭57.7.30	立谷川二丁目959	平成26年度便所下水道切替 工事
球 技 場	サッカー・ラグビー1面(人工芝) 照明塔4基 管理棟、クラブハウス、本部棟、 屋外トイレ、スタンド、放送設備 敷地29,840㎡ 収容人員1,600人	平27. 3.24	薬師町二丁目22-72	平成25~26年 人工芝化等大 規模改修 平成27年4月4日供用開始
南 石 関グラウンド・ゴ ル フ 場	8ホール (50m、30m、25m、15m各 2 ホール) 2コース設定、敷地9,126㎡ (うち芝5,050㎡)	平25. 3.31	南石関57-1	平成25年5月10日供用開始
山 形 市 グラウンド・ ゴ ル フ 場	4 コース設定、敷地約19,000㎡	令元. 7.28	樋越51-1	令和元年8月29日供用開始
山 形 市 あかねヶ丘 陸上競技場	投げ2、円盤及びハンマー投げ2、	昭46. 3.25	あかねケ丘二丁目4	令和3年4月1日山形県より無償で貸与を受け、市営施設として供用開始 令和3年度3種公認更新事業

市民プール

	施	設	概	要	完成年月日	場	所	備	考
みプ	なる		プール本体50m(敷地4,500㎡ レプールハウス537 収容人員2,000人			南一番町	8 – 5	50m (50×19) 徒渉六角変形 261㎡ 平成8年度改修 平成17年度ろ過機改	修
北プ	Ī		プール本体25m(5 敷地3,030㎡ レプールハウス 9 収容人員1,000人			桧町三丁	目10一1	25m (25×17) 徒渉正六角形 一辺7m、 平成14年度改修	57 m³

企調画整

5 山形市総合スポーツセンター

建設の経緯

平成4年に開催された第47回国民体育大会(ベにばな国体)の競技及び練習会場として、当初本市の主要な体育スポーツ施設が集合している霞城公園内の施設利用を検討したが、国体を開催するには現有施設では極めて不十分であり、大規模な改修と新たな建設が必要となった。

さらに、霞城公園は国の史跡に指定されて「山形城跡」にふさわしい総合公園として整備される予定で、同公園内の各種施設の移転が決定的なものとなった。

以上のことから、新たな用地に、(仮称)総合スポーツセンターとして建設することとなり、昭和59年建設地が決定された。

また、昭和60年には、検討委員会が組織化され、検討を重ねた結果、(仮称)総合スポーツセンター建設基本構想が決定された。同センターは、平成4年に開催した国民体育大会(べにばな国体)で競技会場として使用し、国体後は山形市のスポーツ振興の拠点として、また、市民が生涯スポーツを通して健康な生活を営むスポーツの場としての機能を有しながら、地域社会の発展の多様なイベントにも対応できるコミュニティセンターの機能もあわせ持った都市施設である。

建設事業は、本市の第5次総合計画における主要プロジェクトの一つとして位置づけ、自然に恵まれた山形市の環境と、大らかな人間性を一層豊かにする調和のとれたスポーツ文化の殿堂として、いつでも誰でも気軽に利用でき、芸術・文化を保持し、いこいの場となるよう配慮した。

また、公式競技から身障者や市民の社会体育、レクリエーションなど多目的に利用され、非常時には避難施設の機能も有している。

施設の運営管理は、指定管理者制度により、平成18年4月1日から(財)山形市スポーツ振興事業団が業務を行ってきたが、同事業団が平成20年3月31日で解散したため、同年4月1日からは、(公財)山形市体育協会が業務を行っている。(令和2年4月1日に(公財)山形市スポーツ協会に改名)

施	設		概 要	完成年月日	場所	備考
第一	体育	館	バスケットボール (2面)、 バレーボール (4面)、 テニス (3面)、 バドミントン (12面)、 体操、ハンドボール、卓球等			フロア面積 2,200㎡ (55m×40m) 固定観客席 2,946人 収納可動席 1,440人 移動椅子席 1,604人 車椅 子 席 10人 合 計 6,000人 ・平成16年度軒天井改修 ・平成18年度照明機器改修 ・平成18年度無台機構改修 ・令和2・3年度床改修
第二	体 育	館	バスケットボール (1面)、 バレーボール (2面)、 バドミントン (6面)、 体操、卓球等	平元. 3.15		フロア面積 986㎡ (29m×34m) 体操用ピット ・平成16年度軒天井改修
武	道	場	柔道 (2面)、空手道、合気道、 その他 剣道 (2面)、なぎなたその他	7 72. 0.10		豊面積 (304畳) 493㎡ (29m×17m) 床 面 積 551㎡ (29m×19m) ・平成16年度軒天井改修
弓	道	場	遠的、近的、アーチェリー			· 平成17年度軒天井改修
そ	Ø	他	体力測定、トレーニングルーム、 軽運動場、会議室、チビッコルーム、 合宿所		落合町1	合宿所 収容人員 120人 和室 5室 60人 洋室 10室 60人 ・令和元・2年度軽運動場等冷房新設
スケ	— ト	場	400m屋外リンク、 ミニスケートリンク	平元. 11. 15		リンク面積 6,400㎡ (400m×16m) ・平成16年度アイスマット交換 ・令和元・2・3年度設備機器更新工 事
テニス	スコー	٢	砂入り人工芝16面(センターコート 2面)、照明塔16基	平2.9.20		観客席 2,593人 クラブハウス 478.94㎡ 平成8・9年度コート改修
	プ ー 屋外)	ル	50m×25m 9コース 競泳時 1.57~1.90m 水球時 1.87~2.10m 流水プール 幅6m周130m 幼児プール 直径10m深30cm 照明塔 4基	平3.6.10		観客席 672人 クラブハウス 656.80㎡ ・平成18年度流水プール起流ポンプ改修 ・平成19年度塩素タンク交換 ・平成21年度五方弁交換工事 ・平成23年度自動審判装置更新
	プ ー 量内)	ル	25m×15m 7コース 水泳 1.10~1.30m	平3.10.25		・平成17年度軒天井改修 ・平成23年度自動審判装置更新
多用	途 広	場	球技場、催事場等、照明塔6基	平3.10.1		クレー部16,060㎡ (サッカーコート2面)
野	球	場	1 面 収容人員12,272人 夜間照明塔6基 敷地23,000㎡	平29. 8.31		センター122m 両翼 100m ・平成29年9月15日供用開始 ・令和元年度内野スタンド防球フェンス増設